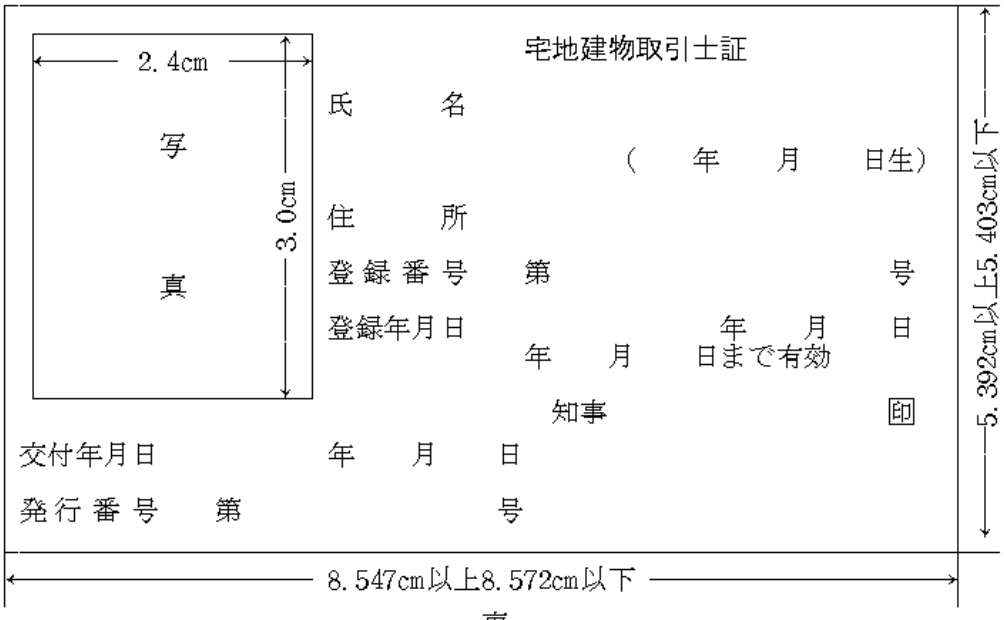
様式第七号の三（第十四条の十一関係）（平９建令22・全改、平26国交令79・一部改正）

表



裏

備　　考
注意事項 1　取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2　登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3　事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4　本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5　本証を更新する場合は、交付申請前６月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。